けせばらしきょういくいいんかい 伊勢原市教育委員会

れいわ ねん がつようかいこう しりっしょうちゅうがっこう 令和5年5月8日以降の市立小中学校における教育活動等について(お知らせ)

日頃より本市の教育活動及び新型コロナウイルス感染拡大防止に対しましてご理解・ご 協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス態染症が5類態染症に移行することを受け、本市立い中学校における新型コロナウイルス態染症への対応を以下のとおりとしますので、改めてお知らせします。

なお、これらの対応は、今後の感染状況及び国や県の動向等によって変更する場合が あることを前し添えます。

# 1 基本的な対応について

- ・マスクの着用は求めないことを基本とします。
- ・ 学校では、常時換気を基本とした換気を実施し、適切な換気を確保します。
- ・ こまめな手洗いや咳エチケットを指導します。

# 2 感染症対策について

## (1) 基本的な感染症対策

- ・ 発熱や咽頭痛、酸等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、学校に進絡をした症で、症状がなくなるまで、首宅で株養させてください。
- ・ ハンカチやタオル等は2枚以上用意し、特に豁後等の際の手焼い時には、 清潔なハンカチ等を使用できるようにしてください。
- ・ 学校では、外から教室に入るとき、酸やくしゃみ、糞をかんだとき、 いた 食 ( 置食) の前後、清掃の後、トイレの後、共有のものをさわったときなどに、こまめに手洗いを行うよう指導をします。
- ・ 咳やくしゃみの際には、「咳エチケット」を行うよう、児童生徒に指導します。 ※咳エチケット・・・ 咳・くしゃみをする際に、他者に感染させないために、 マスクやハンカチ・ティッシュ等で口や鼻を覆うこと。

## (2) 感染が鞘明した場合の対応について

・ お子様の陽性が判削した場合には、遠やかに学校にご連絡ください。なお、 お子様の陽性が保管に判削した場合は、空旨に学校へご連絡ください。

## 【出席停止の期間】

発症した後5首を経過し、かつ、症状が軽快した後1首を経過するまで ※国により、出席停止解除後、発症から10首を経過するまでは、当該児童 生徒に対してマスクの着角が推奨されております。

- ・ 学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、燃染拡大防止のため、学級、学年または全校で臨時休業を実施する場合があります。
  - ※学級閉鎖及び学年閉鎖中は、該当学級や該当学年の児童は、児童コミュニティクラブの利用ができません。
  - ザんこう りんじきゅうぎょう おこな ばぁぃ じどう ※全校で臨時休業を行う場合は児童コミュニティクラブを閉所します。

#### 3 その他

- ・ 新型コロナウイルス態染症に関連し、酸染やマスク着角の有無等による児童生徒へのいじめ、偏見、差別防止に向け、学校でも指導をしてまいります。
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種のために学校を休む場合は、原順「欠席」 数いとなります。

担当課は 伊勢原市教育委員会 学校教育課・教育指導課 TEL 0463-94-4711 (代表)